



みどり
水土里ネット

No.46

広報はさがわ

H29. 4. 1 現在

地区面積

55,810,870㎡

組合員数

3,274名



基幹水利施設管理事業 《山吉田揚水機場》

平成29年度揚水開始に向け、10年間の吸水槽堆積土砂を浚渫

H29. 4. 15発行

迫川沿岸土地改良区総務課

TEL 0220 (58) 2024代 FAX 0220 (58) 2784

URL <http://www.midorinet-hasama.jp>

E-mail hasama.r@s5.dion.ne.jp

平成29年 通常総代会開催

提出14議案 全件可決

去る三月十日登米市南方農村環境改善センターに於いて、平成二十九年通常総代会が、総代総数七十八名中七十三名の出席を得て開催されました。

まず、千葉理事長が「平成二十九年通常総代会の開催にあたり、公私ともにご多忙のところ総代の皆様には多数のご出席を賜り、盛会に開会されますこと衷心より御礼申し上げます。また、常日頃より皆様方には土地改良区の業務運営、事業推進にあたりまして特段のご協力とご支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。

本日は、当土地改良区の事業運営に対しまして多大なるご指導をいただいております、宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所農業農村整備部石垣部長様並びに登米市より産業経済部千葉部長様に年度末で大変お忙しい中ご臨席賜り本総代会に花を添えていただきますことに御礼申し上げます。



挨拶を述べる千葉理事長

さて、今年に入り降雪降雨が少なく、当土地改良区管理施設百二十四の用排水機場の点検整備及び用排水路の補修工事も順調に推移しているところで、四月の用水開始に向けて着々と準備が進んでおります。ところが長沼においては、水位が低下している状況にあり、長沼掛かり地域の用水不足が懸念されるわけですが、何らかの策を見出し地域の皆様のご迷惑とならないよう進めて参る所存ですので総代の皆様方にもご協力のほどよろしくお願い致します。

本日は、平成二十九年度の予算案をはじめとする全十四議案を提案しております。

また、当土地改良区では二十九年度より現在の単式簿記会計から複式簿記会計へ移行し、土地改良区の適正な运营管理及び水利施設の適期、適切な更新計画等を打ち出し、各種補助事業を活用しながら賦課金の軽減を目指して参ります。

最後に、本総代会に提出した議案につきましては、慎重審議の上原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。」と挨拶を述べました。

その後、宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所農業農村整備部石垣部長並びに登米市産業経済部千葉部長が祝辞を述べ、議長には小野寺恵二総代が選出され平成二十九年度一般会計予算を主とした提出議案十四ヶ件が審議され、全議案とも原案のとおり可決し、午前十一時五十分閉会しました。

議決事項

▼第一号議案 追川沿岸土地改良区会計細則の一部改正について



祝辞を述べる千葉部長



祝辞を述べる石垣部長



議長に選任された小野寺総代

▼第二号議案 特別会計の廃止について

▼第三号議案 平成二十八年度一般会計歳入歳出補正予算の理事會専決処分(第一回)に係る承認について

▼第四号議案 平成二十八年度一般会計歳入歳出補正予算の理事會専決処分(第二回)に係る承認について

▼第五号議案 平成二十八年度特別会計(職員退職給与・財政調整・農地転用決済金)積立金歳入歳出補正予算の理事會専決処分(第一回)に係る承認について

▼第六号議案 平成二十八年度一般会計歳入歳出補正予算議決について

▼第七号議案 平成二十八年度特別会計(県営・県営事業)償還金歳入歳出補正予算議決について

▼第八号議案 平成二十八年度特別会計(職員退職給与・財政調整・農地転用決済金)積立金歳入歳出補正予算議決について

▼第九号議案 財産の処分及び取得について

▼第十号議案 土地改良施設維持管理適正化事業第四十一期生(H29～H33)加入並びに実施計画の承認について

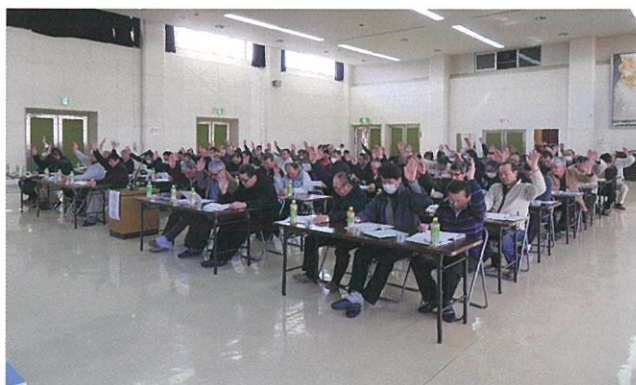
▼第十一号議案 予算外負担契約の締結について

▼第十二号議案 平成二十九年度農地転用決済金の徴収額決定について

▼第十三号議案 平成二十九年度一般会計収入支出予算議決について

▼第十四号議案 平成二十九年度賦課金及び用水使用料の徴収について

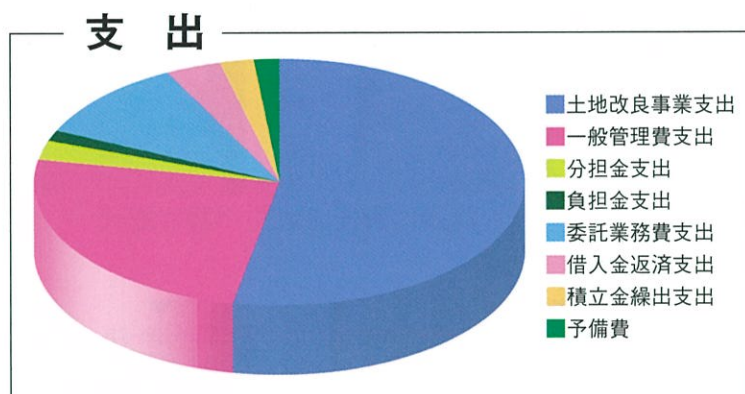
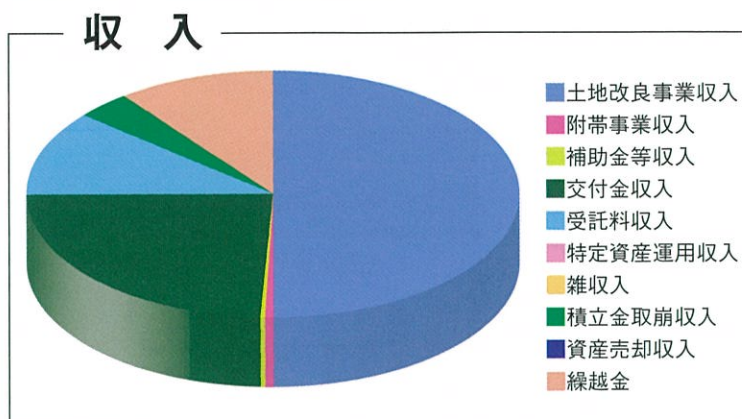
審議風景



平成29年度 一般会計予算

予算額 849,423,000円

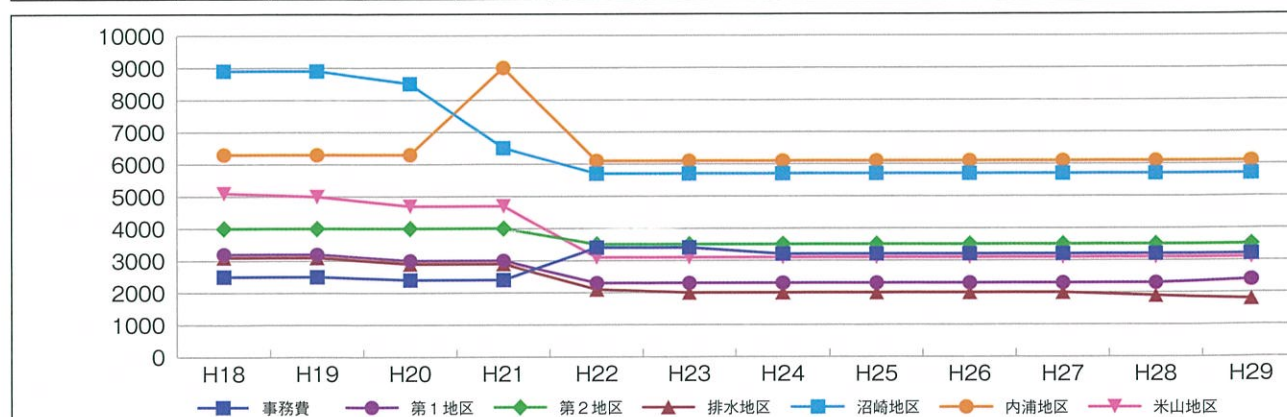
項 目	予 算 額
土地改良事業収入	426,935,000
附 帯 事 業 収 入	3,304,000
補 助 金 等 収 入	2,564,000
交 付 金 収 入	205,247,000
受 託 料 収 入	94,354,000
特定資産運用収入	185,500
雑 収 入	184,000
積 立 金 取 崩 収 入	30,850,000
資 産 売 却 収 入	203,500
繰 越 金	85,596,000



項 目	予 算 額
土地改良事業支出	452,142,000
一般管理費支出	211,154,300
分 担 金 支 出	21,749,000
負 担 金 支 出	13,061,000
委 託 業 務 費 支 出	89,012,000
借 入 金 返 済 支 出	29,526,837
積 立 金 繰 出 支 出	20,805,500
予 備 費	11,972,363

地区別土地改良区賦課金の推移

地区名	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
事 務 費	2,500	2,500	2,400	2,400	3,400	3,400	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
第 1 地 区	3,200	3,200	3,000	3,000	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,400
第 2 地 区	4,000	4,000	4,000	4,000	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
排 水 地 区	3,100	3,100	2,900	2,900	2,100	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,900	1,800
沼 崎 地 区	8,900	8,900	8,500	6,500	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
内 浦 地 区	6,300	6,300	6,300	9,000	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100
米 山 地 区	5,100	5,000	4,700	4,700	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100



維持管理

インフォメーション

本田用水は4月28日から

◆ 機場の運転について

▼ 用水開始に伴う点検揚水について

- ① 4月24日(月) 午前9時から12時 (米山揚水機場、南方揚水機場)
- ② 4月26日(水) 午前9時から12時 (山吉田揚水機場)
- ③ 4月26日(水) 午後1時から 3時 (西館揚水機場)

▼ 水源維持揚水について (補助機場の水源確保)

- ① 4月27日(木) 午前9時から午後3時までの間 (山吉田・西館・米山揚水機場)

▼ 本 田 用 水

4月28日(金)から8月31日(木)を用水期間とします。ただし、長沼ダムからの取水区域は水利権により5月1日開始とします。運転開始は午前6時とし、以降24時間運転。

なお、用水の終了については、水稻の生育状態により延長することもあります。

※用水不足の解消を図るため委託管理者を配置して各担当区域(路線)を巡視し用水量の効果的調整を行います。それでも困難な路線については、臨時ポンプ設置により対応します。

▼ 排水調整について

排水運転は、気象情報と降雨量や河川・排水路等の出水状況を把握し、事前に排水機の運転を開始して冠水被害の未然防止に努めます。また、非常時の運転に備え、常に点検整備を行います。

6月・7月・8月毎週水曜日を用水休止日とします。

浅水管理、間断灌水が可能な時期に入り、水の有効利用と節水に心掛け、電力需給対策を踏まえた効果的節電を図るため、6月より8月末日まで毎週火曜日夜から翌日水曜日夜まで用水の供給を停止します。

○揚水運転休止日時

基幹揚水機場 6月～8月毎週 火曜日20時～水曜日23時まで

『米山機場 山吉田機場 南方機場 高石機場 西館機場 穴山機場』

その他の機場 6月～8月毎週 火曜日18時～木曜日6時まで

(水稻の生育状況、天候、地域の実情等により変更する場合があります。)

◆ 用排水路の管理について

▼ 水路の清掃と管理について

土地改良区が直接管理するのは幹線支線級の用排水路で、多面的機能支払交付金導入区域については、該当する支線用排水路、小用排水路を各組織が管理し、その他は関係組合員及び地域住民で管理してもらいます。

管理方法については、用水開始前に全路線の浚渫及び清掃、夏季には刈払いを実施して流水の円滑化を図ります。幹線用排水路は主に業者請負、支線用排水路については地区請負、行政区毎に連絡委員を通じて実施し、完了確認は職員が行います。

節水に心掛け、限りある水資源を大切に使用しましょう！

平成29年度 賦課金及び用水使用料の徴収一覧表

1 徴収時期及び賦課率

1) 一般賦課金

期 別	発 行 日	納 入 期 限	賦 課 率
第 1 期	平成29年 5月15日	平成29年 5月31日	40%
第 2 期		平成29年10月16日	30%
第 3 期		平成29年11月30日	30%

ただし、10,000円未満の賦課額は、第1期一括徴収とする。

★暗渠排水整備促進事業事務費は、第3期(11月15日発行)一括徴収とする。但し、完納奨励金は対象外とする。

2) 用水使用料

平成29年10月1日発布、平成29年10月16日(第2期)の納期で100%賦課とする。

2 完納奨励金

暗渠排水整備促進事業事務費、用水使用料を除いて賦課金総額の100分の2

3 10a当たり賦課金

(単位：円)

区 分		10a当たり 賦 課 金	前年度 増 減	区 分		10a当たり 賦 課 金	前年度 増 減
経常賦課金				償還賦課金			
事 務 費	田	3,200		県ぼ第1地区一の曲分区		4,000	△ 800
	畑	1,600		県 ぼ 第 6 地 区		1,100	△ 800
第 1 地 区		2,400	100	県 ぼ 第 1 1 地 区		2,600	△ 600
第 2 地 区		3,500		野 谷 地 地 区		3,400	
排 水 地 区 1 / 2		1,800	△ 100	城 内 地 地 区		1,400	
		900	△ 50	長沼町新田区		2,900	
沼崎地区	沼 崎 区	5,700		地区	地 糧 区	2,000	△ 100
	大 平 前 区	2,000		北 浦 地 地 区		3,100	
内 浦 地 地 区		6,100		迫 泥 内 区	7,200	300	
米 山 地 地 区		3,100		南部土手ノ内区	5,200	400	
暗渠排水整備促進事業				地区茂伝治区	3,200		
事 務 費		6,000		平 貝 地 地 区		5,800	
				添 沼 地 地 区		4,800	

用水使用料

(単位：円)

区 分	10a当たり 使 用 料	区 分	10a当たり 使 用 料	区 分	10a当たり 使 用 料
事 務 費	3,200	第 2 地 区	1,750	内 浦 地 地 区	4,270
第 1 地 区	1,200	排 水 地 地 区	950	米 山 地 地 区	1,395

諸変更手続きは速やかにお願ひします!

組合員資格得喪届出を

1 土地の移動があったとき

地区内にある農地を売買或いは受委託等により移動したとき。

2 名義や住所に変更があったとき

組合員の方が死亡されたとき或いは経営を移譲されたとき、または住所を変更したとき。

3 農業者年金を受給されるとき

使用貸借や一括贈与、または第三者に移譲されたとき。

4 農地を農地以外に転用するとき

地区内にある農地を宅地等に転用するとき。或いは道路等公共用地に買収されたとき。

5 開田を作付または休耕したとき

作付けしていた開田を休耕したとき或いは休耕していた開田を作付けしたとき。

6 振替口座の移動等があったとき

組合員の方が死亡されたとき或いは経営を移譲し振替口座が変更になったとき。



詳しいことについては、**会計課賦課徴収係**までお問い合わせ下さい。

農地転用をされた場合、下記の決済金を支払っていただくことになります。



平成29年度農地転用決済金

地 区 名		10a当たり決済金	地 区 名		10a当たり決済金
第 1 地 区		28,663円	長 沼 地 区	町 新 田 区	5,312円
第 2 地 区		43,617円		地 糧 区	3,984円
排 水 地 区		24,509円	北 浦 地 区		6,373円
沼 崎 地 区	沼 崎	71,034円	迫 南 部 地 区	泥 内 区	11,673円
	大 平 前	24,924円		土 手 の 内 区	9,417円
内 浦 地 区		76,019円		茂 伝 治 区	7,024円
米 山 地 区		38,632円	野 谷 地 地 区		8,907円
平 貝 地 区		22,826円	城 内 地 区		9,776円
添 沼 地 区		2,769円	平 準 化 事 業	一 の 曲 分 区	8,672円
				第 6 地 区	873円
				第 11 地 区	3,640円

平成二十八年度 理事会開催状況報告

平成二十八年 第二回理事会議案 六月十七日

- 第一号議案 平成二十七年各各種会計の予算執行状況報告について
- 第二号議案 区費納入奨励金の交付取扱方について
- 第三号議案 賦課金等の徴収金に係る過怠金の減免について
- 第四号議案 職員募集について
- 第五号議案 役員研修について

第四回理事会議案 七月二十五日

- 第一号議案 平成二十七年事業報告書の承認について
- 第二号議案 平成二十七年財産目録の承認について
- 第三号議案 平成二十七年一般会計歳入歳出決算承認について
- 第四号議案 平成二十七年特別会計（県営・県営事業）償還金歳入

歳出決算承認について

- 第五号議案 平成二十七年特別会計（蕪栗沼遊水地事業地役権補償費）積立金歳入歳出決算承認について
- 第六号議案 平成二十七年特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出決算承認について
- 第七号議案 平成二十七年特別会計（担い手育成支援事業）歳入歳出決算承認について
- 第八号議案 多面的機能支払交付金に係る業務委託契約について
- 第九号議案 農地耕作条件改善事業実施計画変更の承認について
- 第十号議案 平成二十八年一般会計歳入歳出補正予算議決について
- 第十一号議案 平成二十八年特別会計（県営・県営事業）償還金歳入歳出補正予算議決について
- 第十二号議案 平成二十八年特別会計（蕪栗沼遊水地事業地役権補償費）積立金歳入歳出補正予算議決について

- 第十三号議案 平成二十八年特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算議決について
- 第十四号議案 総代会提出議案について
- 第十五号議案 総代会開催日時及び場所について
- 第十六号議案 賦課徴収担当理事の選任について
- 報告一号 役員研修について

第五回理事会議案 八月二十二日

- 第一号議案 農地耕作条件改善事業「米岡第一（二）地区」及び「米岡第二地区」暗渠排水事業施行について



第六回理事会議案 九月二十一日

- 第一号議案 平成二十八年一般会計歳入歳出補正予算の専決処分について
- 第二号議案 土地改良施設機能診断事業（県単）壇ノ前地区土質調査等業務施行について
- 第三号議案 農業基盤整備促進事業「迫川沿岸（六）地区」水路工事施行について

第七回理事会議案 十一月二十九日

- 報告一号 定年退職者の再雇用について
- 報告二号 沼崎・大平地区ほ場整備事業計画に係る進捗状況について
- 第一号議案 土地改良財産の処分及び取得について

第八回理事会議案 十二月十六日

- 報告一号 農地耕作条件改善事業制度見直しに伴う「米岡第二地区」の取組について

第一号議案 平成二十八年度一般会計歳入歳出補正予算の専決処分について(第二回)

第二号議案 平成二十八年度特別会計(職員退職給与・財政調整・農地転用決済金)積立金歳入歳出補正予算の専決処分について

第三号議案 迫川沿岸土地改良区職員給与規程の一部改正について

第四号議案 迫川沿岸土地改良区嘱託職員取扱規程の一部改正について

第五号議案 多面的機能支払交付金事務委託要望に係る対応について

平成二十九年 第一回理事会議案 二月二十三日

第一号議案 迫川沿岸土地改良区委員会処務規程の一部改正について

第二号議案 迫川沿岸土地改良区土地改良施設の使用並びに手数料徴収規程の一部改正について

第三号議案 迫川沿岸土地改良区個人情報保護に関する規程の設定について

第四号議案 迫川沿岸土地改良区特定個人情報保護に関する規程の一部改正について

第五号議案 迫川沿岸土地改良区会計細則の一部改正について

第六号議案 農業基盤整備促進事業「迫川沿岸(六)地区」水路工事施行について

第七号議案 農地の一時転用に係る意見書の交付について

第八号議案 平成二十八年度一般会計歳入歳出補正予算議決について

第九号議案 平成二十八年度特別会計(県営・県営事業)償還金歳入歳出補正予算議決について

第十号議案 平成二十八年度特別会計(職員退職給与・財政調整・農地転用決済金)積立金歳入歳出補正予算議決について

第十一号議案 財産処分について

第十二号議案 特別会計の廃止について

第十三号議案 土地改良施設維持管理適正化事業第四十一期生(H29(H33))加入並びに実施計画の承認について

第十四号議案 予算外負担契約の締結について

第十五号議案 平成二十九年農地転用決済金の徴収額決定について

第十六号議案 平成二十九年一般会計収入支出予算議決について

第十七号議案 平成二十九年年度賦課

金及び用水使用料の徴収について
第十八号議案 平成二十九年年度排水の管理について

第十九号議案 総代・役員協議会開催について

第二十号議案 総代会提出議案について

第二十一号議案 総代会開催日時及び場所について

第二回理事会議案 三月二十五日

第一号議案 迫川沿岸土地改良区職員の職の設置並びに職務の等級等に関する規則について

第二号議案 平成二十九年本土土地改良区の余裕金について

第三号議案 平成二十九年年度項及び説明種目相互間の予算流用について

第四号議案 平成二十九年本土土地改良区が施行する工事入札立会者について

平成二十八年度

理事会開催回数 八回
報告事項 四件
審議案件 五十六件
全議案原案可決

平成二十八年度 賦課徴収担当理事協議会

○第一回協議会

平成二十八年七月二十五日

○第二回協議会

平成二十八年十二月十六日

○第三回協議会

平成二十九年二月二十三日

《各回協議事項》

- 一 平成二十八年度賦課金納入状況について
- 二 過年度賦課金納入状況について

平成二十八年度一般会計及び特別会計(県営・県営事業)償還金に係る賦課金が百パーセントの徴収となり、平成二十八年度完納奨励金を納入組合へ交付しました。
組合員皆様方の御理解と御協力の賜と心から御礼申し上げます。



国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）推進活動 《大規模災害時における相互応援に関する協定締結》

昨年12月20日、宮城県北部で実施している国営造成施設管理体制整備促進事業の迫川上流地区・中田地区・河南矢本地区・大崎地区に係る関係土地改良区において、「大規模災害時における相互応援に関する協定」が締結されました。

協定締結に係る調印式には、宮城県農林水産部農村整備課長をはじめ、関係地方振興事務所農業農村整備部長、宮城県土地改良事業団体連合会専務理事立ち会いの下、関係土地改良区の迫川上流土地改良区 高橋理事長、北上川沿岸中田地区土地改良区 及川理事長、河南矢本土土地改良区 佐藤理事長、迫川沿岸土地改良区 千葉理事長、大崎土地改良区 菅原理事長が協定書に調印し、大規模災害発生時における土地改良区相互応援の連絡並びに協力体制などについて確認しました。

この協定については、国営造成施設管理体制整備促進事業の取り組みにおいて、土地改良区間のネットワーク強化と地域防災の構築を目的に、関係土地改良区担当職員による北部地区管理体制整備推進協議会連絡会議を設置し、土地改良事業団体連合会のアドバイス等を頂きながら実現したものです。



《連絡体制》
災害発生
↓
災害発生土地改良区
↓
人員・資機材の要請

迫川上流土地改良区
北上川沿岸中田地区
土地改良区
河南矢本土土地改良区
迫川沿岸土地改良区
大崎土地改良区

穴山幹線水路敷地へ景観植物「シバザクラ」を植栽しました

「迫川沿岸地区管理体制整備推進協議会」では、農業水利施設が持つ多面的機能の啓発活動として、農業水利施設を活用した壁画アートや水路敷地への植栽を行っています。平成29年3月25日（土）、平成28年に描画をした31.5mの区間に景観植物の「シバザクラ」を植栽。

米山町八軒小路子供会・米山Jrバスケットボールクラブが参加しました。

（子供19名、大人10名）



農業水利施設見学・用水路壁画アート参加募集!

当土地改良区では、子どもたちを中心とした地域住民と農家との交流による地域づくりを推進し、農業・農村の持つ多面的機能や、それらを支える農業水利施設及び土地改良区の役割や重要性について情報発信を行い、農業水利施設の維持管理について地域住民、特に非農家の方々の理解と協力を得るため、21世紀土地改良区創造運動を積極的に展開しています。

【組合員の皆様、地域の各種団体等への呼び掛けをお願いします。】



活動場所：登米市米山町
西野地内
施設：穴山幹線用水路
活動時期：7月～10月

〈問い合わせは〉
事業課事業係
菅間・千葉・鈴木

◇職員の配置 (25名)

会 計 課		総 務 課		事 業 係			
課長 安倍 良則		課長 佐藤 正宏					
賦課徴収係		会 計 係		庶 務 係		係 係	
主事 木村 祥多		参事兼係長 佐藤紀代美		主事 小野寺誠毅		参事兼係長	
主査 千葉 悦朗		主査 菅原 力		主事 及川 紫音			
臨時職員 佐々木由美							
				機 場 係			
				第1維持係			
主査 三浦 昭彦		技師補 今野 翔太		係長 佐々木友隆		参事 菅間 英樹	
技術主査 渡部 泰彦		技師補 田口 大河		主事 三浦 芳晴		兼事業係長	
				第2維持係			

水路では

遊ばないでね!

最近、混住化の進展に伴い農業用排水施設における水難事故が多発し、新聞、テレビ等で報道されるたび他人事とは思われず大変心の痛む思いであります。

今年も四月二十八日から本田用水が一斉に開始され、各用排水路が満水になり水難事故に遭遇する確率が非常に高くなります。

本土改良区では、事故防止のため安全施設等の整備及び水難事故防止看板の設置、幼稚園・小学校へ呼びかけを行っておりますが、もし、水路で遊んでいる子供達を見かけたら「あぶない」という注意の声掛けで、水難事故を未然に防ぐため皆様のご協力をお願い致します。



人事往来

◎連絡委員

藤原 晃(中 沢)
石川 和 衛(小友山田)
佐藤 均(泥 内)

【敬省略】

◎職員

○平成二十九年三月三十一日付
退職

菅原 久(総務課長)
千葉 悦 朗(事業課長)
菅原 力(会計課参事)
三浦 昭 彦(事業係長)
合併以前の土地改良区に奉職以来、土地改良事業推進と運営健全化並びに後進育成に尽力されてこられました四名の方が定年退職されましたが、四月一日より引き続き嘱託職員として勤務して頂くことになりました。

○平成二十九年四月一日付

・総務課長

佐藤 正 宏

(会計課長)

・会計課長

安倍 良 則

(総務課参事兼庶務兼管財係長)

・事業課長

加納 裕 史

(事業課参事兼機場係長)

・総務課参事兼庶務兼管財係長

小野寺 誠 毅

(会計課賦課徴収係長)

・会計課参事兼会計係長

佐藤 紀代美

(会計課会計係長)

・事業課参事兼事業係長

菅 間 英 樹

(事業課第一維持係長)

・事業課第二維持係長兼機場係長

門 馬 利 幸

(事業課第二維持係長)

・事業課第一維持係長

佐々木 友 隆

(事業課第二維持係技術主査)

・総務課庶務係主事

及 川 紫 音

(総務課庶務係主事補)

・事業課機場係技師

芳 賀 裕 樹

(事業課機場係技師補)

《新規採用》

・事業課事業係主事補

鈴木 隆 太



一日でも早く仕事を覚え、地域のために役立てるように頑張りたいと思います。
皆様よろしくお願い致します。

・事業課第二維持係技師補

山口 大 河



社会人という自覚を持ち、一日でも早く皆様のお役に立てるように、一生懸命励みたいと思います。
よろしくお願い致します。

賦課金の完納に御協力を!

平成二十九年年度賦課金

第一期 五月三十一日限り

第二期 十月十六日限り

第三期 十一月三十日限り